

計 議 第 3 1 5 号
都 企 計 第 1 7 1 号
令 和 3 年 8 月 1 7 日

京都市都市計画審議会会長 様

京都市長 門川 大作

京都市都市計画に関する基本的な方針（京都市都市計画マスタープラン）の見直しについて（付議）

都市計画法第18条の2に規定される京都市都市計画に関する基本的な方針について、別紙のとおり貴審議会に付議します。

京都市都市計画に関する基本的な方針（京都市都市計画マスタープラン）
の見直しについて

資料 3－5 「京都市都市計画マスタープラン（案）」のとおり

○川崎会長 次に、計議第 3 1 5 議案を議題といたします。この議案は、都市計画マスタープランの見直しに関する議案でございます。

それでは、事務局の方から御説明をお願いいたします。

○事務局 はい。それでは、京都市都市計画マスタープランの見直しについて、事務局より御説明いたします。

まず、お手元の資料 3－1 を御覧ください。「都市計画マスタープランについて」でございます。都市計画マスタープランは、平成 4 年の都市計画法改正により創設された市町村の都市計画に関する基本的な方針であり、市町村の都市計画はこの方針に則して定めることとされております。

裏面を御覧ください。本市の「都市計画マスタープランの位置付け」でございます。本市の都市計画マスタープランは、上位計画である京都市基本構想などに則して定めるとともに、京都市基本計画や関連計画等との連携を図りながら、都市計画の分野に関する事項の方針を示しております。

さらに、右下に記載しております「持続可能な都市構築プラン」については、都市計画マスタープランの実効性をより高めるプランとして、本審議会に設置した持続可能な都市検討部会においても御議論いただき、平成 3 1 年に策定いたしました。

次に、資料 3－2 を御覧ください。「都市計画マスタープランの見直しの趣旨」でございます。現行の都市計画マスタープランは、上位計画である京都市基本構想に合わせ、平成 2 4 年の策定からおおむね 1 5 年後の令和 7 年を目標年次としておりますが、その他の社会経済情勢の変化等を踏まえ、策定から概ね 1 0 年後にプランを見直すこととしております。

また、京都市基本計画については、本年 4 月に新たに令和 7 年を目標年次とする計画が策定されたところでございます。このような状況を踏まえて、今回の都市計画マスタープランの見直しについては、現行のプランの基本的な構成等をベースにしながら、令和 7 年を目標とする中間的な見直しとして検討を進めてまいりました。

次に、検討の基本的な枠組でございます。今回の検討に当たりましては、持続

可能な都市構築プランや基本計画など、現行の都市マス以降の本市のまちづくり方針を踏まえるとともに、この間の社会経済動向の変化や時代の潮流の加味、さらにはウィズコロナ、ポストコロナ社会への展望や厳しい財政状況も見据えながら、新たな課題やニーズへの対応を図るため、検討を進めてきたところでございます。

次に、資料３－３を御覧ください。「都市計画マスタープランの見直しの経過」でございます。令和２年度に都市計画マスタープランの見直しの検討に向けて、本審議会に学識経験者の委員及び市民公募委員で構成される部会を設置し、本年５月までに計５回開催するとともに、本市議会においても都度、検討状況を御報告しながら検討を進めてまいりました。その後、プランの見直し素案に対する市民意見募集を実施し、多くの貴重な御意見を頂戴いたしました。

なお、市民意見募集の結果については、資料３－６に記載しておりますので、適宜、御参照ください。

本日お示しするものは、これまで本審議会や部会、市民意見募集で頂いた御意見も踏まえ、プランの見直し案として取りまとめたものであり、本審議会でご承認いただきましたら、京都市都市計画マスタープランとして決定する予定でございます。

次に、資料３－４を御覧ください。都市計画マスタープランの見直し案について、現行のプランからの主な見直しポイントを中心に御説明させていただきます。

それでは、２枚おめくりいただき、１ページを御覧ください。第１章「都市計画マスタープランの前提」についてでございます。ここでは、下段の「都市計画マスタープランの位置付け」につきまして、京都市行財政改革計画をはじめ、関連計画との連携や、ＳＤＧｓ、ウィズコロナ、ポストコロナ社会など、時代の潮流について記載しております。また、京都市持続可能な都市構築プランの内容を都市計画マスタープランの中に反映させております。

続きまして、２ページを御覧ください。第２章「都市の動向」でございます。ここでは、都市が持続するための基本となる６つの要素ごとに、現状や動向を分

析しております。その中で厳しい財政状況の下、今後の人口減少も見据えた都市全体での持続性の確保や、2050年CO2ゼロを目指す脱炭素社会の形成など、社会経済情勢の変化や時代の潮流を捉えて、記載を充実させております。

続きまして、3ページを御覧ください。第3章「全体構想～都市の将来像～」でございます。まず、都市計画に関する基本的な考え方としまして、若年・子育て層の市外転出や厳しい財政状況の見通し、歴史都市京都が豊富に抱える知恵や既存ストックを生かしたクリエイティブなまちづくり、文化を基軸とした政策融合による経済的価値の創出といった都市経営が重要であること、また、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた新しい生活スタイルにも対応するため、新たな価値を創造する持続可能な都市の構築を戦略的に目指すことなどを記載しております。

その下、「都市の規模に関する考え方」としましては、市街地の規模は拡大しないことを基本としつつも、特に人口減少と少子高齢化が進行している市街化調整区域や都市計画区域外においては、定住人口の確保や農林業や歴史、文化、森林などの豊かな自然を生かした雇用の確保、移住・定住の促進を図ることなどを記載しております。

4ページを御覧ください。「戦略的な都市づくりの進め方」でございます。京都の都市特性を踏まえた持続可能な都市構造の実現に向け、都市計画に関する動向のモニタリングを行いながら、3つの視点の下、戦略的に都市づくりを進めていくこととしております。特に一番下の「京都の特性を徹底的に活用した都市づくりの効率的な推進」で、都市計画の視点に加え、文化、産業、子育てなど、まちづくりに関わる様々な関連分野の計画や施策と連携しながら、効率的で個性ある都市づくりを推進することを記載しております。

続きまして、5ページ、6ページを御覧ください。「将来の都市構造」としまして、まず「①京都市の特性を踏まえた土地利用の展開」では、京都ならではの魅力と都市活力の循環を基本的な考え方の拡充として追加し、保全・再生ゾーンにおける京都ならではの魅力と、創造・再生ゾーンで生み出す都市活力を循環させることにより、市域全体の持続性を確保していくことを記載しております。

次に、「②都市活力の向上と安心安全・脱炭素社会を実現する都市構造の形成」では、近隣都市との一体性や相互の効果を踏まえた都市圏の強化を新たな視点として追加し、けいはんな学研都市や大阪都市圏も視野に、京都独自の求心力を発揮し、東京一極集中への対応などを図ることを記載しております。

最後に、「③相互につながる個性的な地域の形成」では、新たな時代の職住共存、職住近接の形成、これからの暮らしと営みに対応したまちづくりの推進を新たな視点として追加し、周辺部等の多様な地域の拠点にも、働く場や住む場所を充実させ、徒歩圏内で暮らしと営みの両方を賄えるまちづくりを推進することなどを記載しております。

続きまして、7ページ、8ページを御覧ください。「目標とする都市の姿」としまして、都市が持続するために必要な5つの基本要素である環境、経済、生活、文化、安心安全のそれぞれの目指す都市の将来像について、脱炭素社会やクリエイティブな都市の実現、さらにはウィズコロナ、ポストコロナ社会も展望した暮らしやすい生活圏の維持、構築などについて記載しております。

続きまして、9ページ、10ページを御覧ください。第4章「全体構想～都市計画の方針～」でございます。まず「1 土地利用」としまして、地域ごとの特性を生かして、都市の持続性を高めるため、効果的な土地空間利用や、都市機能の配置・誘導を図ることとしており、(1)から(6)の項目ごとに具体的な方針を記載しております。

まず(1)「商業・業務の集積地等における土地利用」では、京都都市圏の中核としての求心力の向上、伝統と最先端技術の融合や京町家のオフィス活用など、クリエイティブ産業を支える拠点の創出、若年・子育て層のニーズに合った居住環境や働く場の充実、市境での公共交通の拠点周辺における都市計画の一体性の向上や、相互効果を発揮する機能の充実などについて記載しております。

次に、(2)「ものづくり産業等の集積地における土地利用」では、京都の特性を生かしたオープンイノベーションの推進、鉄道駅に近接しているアクセス性の高い工業地域において、工場の操業環境を維持しつつ、生活利便が整った居住環境を創出すること、高速道路のインターチェンジに近接し、農地など周辺環境と

も調和する産業用地の創出などについて記載しております。

次に、(3)「多様な住まい方を選択できる土地利用」では、身近な生活圏で暮らしを支える多様な機能が充実した居住環境の形成などについて記載しております。

次に、(4)「緑豊かな地域における土地利用」では、農林業や地域資源を生かした地域づくりの核となる機能の充実などについて記載しております。

次に、(5)「京都の魅力を高める土地利用」では、地域の資源を生かしたまちづくり活動や、市民や企業、事業者、専門家などが交流し、新たな価値を創造する場の形成の促進などについて記載しております。

次に、(6)「大規模な活用可能地・低未利用地における土地利用」では、公的な低未利用地において地域の魅力を高める都市機能を配置・誘導などについて記載しております。

次に、11ページ、12ページを御覧ください。「歩くまち」や「景観」、「防災」といった関連分野ごとの都市計画の方針につきましても、ウォークブルシティ、グリーンインフラなどの今日的なテーマを捉え、政策連携強化の観点から、それぞれ内容を拡充しております。

続きまして、14ページを御覧ください。第5章「方面別指針」でございます。まず、策定の背景でございます。京都の都市特性を踏まえた持続可能な都市構造の実現に向けては、多様なポテンシャルを持つ各地域をネットワークさせ、まちづくりの効果を最大限に生かす視点が重要であるとの考え方の下、方面ごとに将来像や方向性を即地的、総合的に分かりやすく示した方面別指針を策定するものでございます。

次に、方面別指針の役割としまして、「1 市民・事業者にとってより身近な方針として、各地域の将来像を共有」、「2 各方面の総合力により、「市域全体の将来ビジョンの実現」を推進」、「3 分野横断的に連携・融合させた政策を、より即地的・効果的に展開」の3点を掲げており、これらの効果を最大限に引き出し、方面間相互のつながりを踏まえながら、課題やポテンシャルに的確に対応した施策展開を行ってまいりたいと考えております。

北部、都心部、東部、南部、西部の各方面の内容につきましては、15ページから24ページに記載しております。

各方面別指針の構成としましては、「まちづくりの基本コンセプト」をまず掲げたうえで、「主な地域の将来像と暮らしのイメージ」としまして、「方面全般」、「地域中核拠点エリア」、さらには「ポテンシャルの高い主な個別地域」について、それぞれの将来像を記載しております。

ここでは、先ほど第4章で御説明しました都市計画の方針を基に、各方面の課題やポテンシャルに的確に対応した施策展開を行うための指針として、土地利用の状況等に加え、市内外へ延びる鉄道や道路のつながり、駅拠点のまとまり、公的な用地の有効活用などを考慮して記載しております。

最後に、25ページを御覧ください。第6章「地域のまちづくりの推進」でございます。地域のまちづくりを都市計画として積極的に支援する枠組みとして、現行の都市計画マスタープランに既に位置づけられている「地域まちづくり構想」に加え、今回新たに「学術文化・交流・創造ゾーン」を本プランの中に位置づけ、文化を生かした地域住民レベルのまちづくりを推進するため、迅速かつ効果的な施策の展開につなげることを検討してまいります。

この「学術文化・交流・創造ゾーン」の形成を図ることにより、市内の様々な地域において新たな魅力や価値の創造を目指すために必要な施設の充実などを目指すとともに、都市計画手法を含めたあらゆる関係施策との連携を強めて、積極的に支援を行い、まちづくりの新たな担い手の呼び込みなどにつなげてまいりたいと考えております。なお、具体的な制度設計につきましては、今後、検討を深めてまいります。

以上の都市計画マスタープランの見直し案について、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○川崎会長 はい、ありがとうございました。

この件につきましては、ここ四、五年にわたり検討を進めてきたもので、そのうち持続可能な都市構築プランの検討を約二年、今回の都市計画マスタープランの見直しを約一年半、委員の先生方と議論してまいりました。

冒頭、鈴木局長から御説明ありましたように、マスタープランはやっぱり都市づくりのある種の羅針盤であって、この考え方は10年間しっかり据えておかないと、短期の目的にしても中長期の目的にしても、頭の中に基盤として置いておくということが、重要なものでございます。

特に、議論を始めた時に、人口減少とか高齢化社会が来るということと、京都の危機感、定期的な危機感、コロナが来た云々ということで、観光産業にある程度頼っていたことが少しシフトしたということもあるのですけれども、その前から、ここはしっかりと産業と働く場を確保する。それから、子育て世代の若い人たちが定住していただくような状況。近隣諸都市として長岡京市だとか向日市とか、いろいろ京都府の中にもありますが、そういう近隣諸都市、大津とか滋賀県の周辺もそうですけど、そういうところとの競争力も高めていかないといけないとか、そういうものを議論してきたものです。

京都が抱えている基本的な構造としては、中心部とか北部が非常に文化の中心であったり、産業の中心であったりするのですけれども、都市全体として見た時に、南部の方の開発とかもししっかりと、開発というか、そこは全体、人間の体でいうと、骨や骨格やそういうものを全部しっかりと整えていく必要がある。全体のバランスを健康体としてつくっていく必要があるだろうと。一極集中にしておくとかやっぱり難しいということで、それは特に南部の方だと伸びしろがまだ幾つかあるということです。北部や中心部での頭のブレーンでいろんなアイデアを出したものを南部の方で、創造、活動力をどんどん、またそこで増やしていくような意味合いがあるのではないかと、そういう議論がなされてきました。

そういう都市としての経営成長とか、成長的戦略みたいなもの、中長期含めてしっかりと考えていく必要があって、それが動きやすいような、そういう先ほども御説明の中でクリエイティブ産業というのがあります。京都はアートであるとか、メディアであるとか、そういうものを含めて、非常にクリエイティブ産業というのに期待する、できるポテンシャルのあるところですよ。それが動きやすいまちづくりとかベースづくり、これは交通計画や防災計画や環境計画、全て関わってくるんだと思うのですけど、そういうものも動きやすい戦術を取りやすい

ような方向性をつかまえていくということが、今回の見直しの一つのポイントだ
と思っております。

それから、方面別の各5つの部会、地区に関しましても、おおよそその骨格を
捉えることができ、理念とかも含めて、どういう在り方をすべきなのか。特に駅
勢圏、駅の拠点を中心にしっかりと考えていくというようなことも盛り込んでい
るかと思います。

それと、最後の実行力につきましては、地域まちづくり構想という、地域主体
で自立的に進んでいく。簡単にいいますと、市民の方々や住んでおられる方がユ
ーザーフレンドリーな計画というものを支援していこうということで、身軽に例
えば先ほどの議題にありました地区計画とかそういうものであると、非常にかち
つとしたものになりますが、こういう産業を興していくとか、いろんな活動を起
こしていくときには、もう少し身軽で緩やかな部分もある。そういうところから
起こしていって、だんだん制度として反映させていくということになりますの
で、そういうニーズを拾っていくためにも、こういう地域まちづくり構想みたい
なアイデア、それから文化学術交流ゾーン、京都であるからこそできるような緩
やかなアイデアから始まるものとか、こういうものをしっかりとやっていくと。

これは、行政だけにまちづくりを任すという話ではなくて、市民やいろんな関
係機関が動きやすいような、クリエイティブ経済みたいなものを中長期でしっか
りと立て直さないといけないということにもつながってくるんだと思っていま
す。

私がこの部会長やってたので、補足をさせていただきましたけれども、この件
につきまして、御意見、御質問をお願いしたいと思います。よろしく願いいた
します。

一番先に手を挙げていただいた西村委員の方から、まずお願いいたします。

○西村委員 はい、よろしくお願いいたします。

京都市の次の将来のまちづくりに必要不可欠で、そして大切なこの都市計画で
あります。マスタープランであります。それらをしっかりと審議していくという
ことは非常に大切なことありますから、まず初めにお聞きしたいのは、これら

に関して市民の皆様の方からいろんな機会を捉えて、御意見を頂戴されているか
と思います。その御意見の傾向、数的なものももしあれば、分かればお答えいた
だけますか。

○川崎会長 はい、事務局いかがでしょうか。お願いいたします。

○事務局 はい、ありがとうございます。今回のマスタープラン策定に当たりま
しては、この間、市民の皆様、事業者の皆様に御意見をお聞きしながら検討を進
めてきたところでございます。

市民意見募集の意見数としましては、352通、945件のたくさんの貴重な
御意見をいただきました。

○川崎会長 これ説明資料3-6というところに、資料がございます。

○事務局 はい。資料の方にも添付をしてございますが、基本的には多くの賛同
の御意見をいただいたというふうに認識してございます。今回の都市計画マスタ
ープランは、多くの御意見をしっかりと受け止めて策定していくべきものと認識
してございます。それによって都市の魅力、活力の向上、市民、事業者の皆さん
の活動を高めていく。ひいては、それが持続可能な都市づくりにつながっていく
ものというふうに考えてございます。

○西村委員 資料3-4の3ページにもございますように、著しい人口減少社会
の中で、いろいろと進めていくべきものがあるということでございますけども、
単に市街化区域、市街化調整区域ということではなくて、この京北町は2005
年の4月1日に合併したということもあって、大変大きく面積を抱える京都市と
なりまして、その中で何を進めていくのかということが非常に問われるというこ
とになろうかと思います。

それから、同じ資料ですけども、11ページの中で、景観でありますとか、防
災、道路、そして水や河川といったような非常に様々に取り組んでいかなければ
ならないことが書かれております。これらについては、この都市計画局の方では
どのように捉え、どのように進めていかれようとしているのでしょうか。

○川崎会長 はい、お願いいたします。

○事務局 施策の連携につきましては、この間、庁内でもしっかり連携していく

ことが大事であると意見交換しながらまとめてきております。京都ならではの持続可能な都市の構築、これを着実に進めるためには、京都の都市特性をしっかりと踏まえていくということと、各地域のポテンシャルを最大限引き出していくということが、非常に重要であり、より効率的、効果的な施策展開、これを行う必要があるというふうに思っております。そのためには、委員御指摘のとおり、各局所管の各施策を個別に講じるのではなく、あらゆる関係施策を連携させていく。そして、相乗の効果をしっかりと発揮させていくことが重要だというふうに考えてございます。

政策連携につきましては、今回のパブリックコメントの中に事例も示し、できるだけ分かりやすく記載をすることによって、各局がこの都市計画マスタープランを通じて、いろんな視点の気づきにもつながるのではないかと考えております。ひいては、あらゆる施策がこのマスタープランの下でしっかり連動していく。そして、財政状況も厳しいですけれども、都市の持続性の向上にもしっかりとつなげてまいりたいというふうに考えてございます。

○川崎会長 はい。いかがでしょうか。

○西村委員 それから、非常にこの冊子は、事細かく書かれております。例えば南部はどうしていく、あるいは中心部はどうしていく、北部、西部は、あるいは南部はどのようにしていくかという、テーマを決めて、これまでからの皆さん方が協議していただいたものに加えて、先ほど答弁いただきましたような市民からの要望もいろいろと組み合わせていただいているんだと思っております。非常によくできているなと思っております。

ただ、まだ確定には至っておりませんから、これから審議していく中で、また協議していく中で、より確かなものにしていかなければならないと思っております。ほんとに多くの事柄が書かれておりますので、すぐ取りかかれるもの、あるいは長期的にやっていくものと、いろいろと分類がされておりますけれども、それらを一つずつ検証しながらやっていくこと、非常に大切だと思いますが、このあたりはどうでしょうか。

○川崎会長 はい、お願いいたします。

○事務局　今回、都市計画マスタープランは長期的な視点の下で、まとめてきております。成果が出るのは、少し時間がかかる部分もあるかと思いますが、しっかりこれまで議論してきたこと、保全、再生、創造の土地利用、これをしっかり基本としながら、京都ならではの魅力の源泉である保全ゾーン、都市活力の伸びしろである創造ゾーン、これらの好循環をしっかりと生み出していくことで、このマスタープランを通じてポテンシャルを最大限引き出していきたいというふうに考えてございます。

○西村委員　経済や暮らしだけではなく、多くのジャンルを協議していかなければなりませんし、多くの関係部署とも連携していかなければなりませんけれども、それを越えた先には京都市の確かなまちづくりに通じるものと私は確信しておりますので、ぜひしっかりと進めていただきますよう求めて終わります。

○川崎会長　はい、ありがとうございました。大変貴重な御意見、ありがとうございます。豊田委員、お願いいたします。

○豊田委員　よろしくお願いいたします。事務局から御説明がありましたとおり、今回の都市マスは、これからの京都の未来を担う20代30代が市外流出する大変厳しい状況などもしっかりと受け止めて、検討がされてきたものと理解しております。また、市民からも、若年・子育て層の転出超過は大きな課題であるとの意見が寄せられており、このプランを通じて多くの市民の方に若年・子育て層の市外流出が、本市の都市の持続性を揺るがす深刻な問題であるといった危機感を、共有されてきたのではないかと考えております。

そこで今後は、そういった市民の声を希望に変えていくためにも、このプランを基に若年・子育て層をしっかりと市内で受け止めていくことが重要だと考えております。一方、私の地元であります国際会館駅周辺では、新興住宅地となっているものの、地価の高騰が課題となっておりまして、子育て世帯向けの広い住宅が建てられない状況にあるなど、若年・子育て層を受け止めていくことは決して簡単なことではないと考えております。

本格的な人口減少社会が到来する中で、京都市が持続していくためには、とりわけこの若年・子育て層の流出への対応が喫緊であると考えておりますけれど

も、そのニーズをどのように捉え、そしてどのように応えようとしているのか、改めて認識を伺いたいと思います。

○川崎会長 はい、いかがでしょうか。はい、お願いします。

○事務局 はい、ありがとうございます。若年・子育て層の流出につきましては、京都の都市の持続性を非常に脅かす最重要課題の一つであると認識してございます。そのため、京都の未来を担う若い世代が京都で住みたい、働きたい、学びたい、子育てしたいと思えるまちづくりを都市全体で進めていく必要があるというふうに考えてございます。

近隣都市と比べて相対的に地価が高い本市におきましては、若年・子育て層を呼び込むためには、とりわけ地価が比較的落ち着いており、アクセス性の高い周辺部の主要な駅の近傍において、若年・子育て層が暮らしたくなるような魅力的な居住環境を創出していくことが重要だというふうに考えてございます。

魅力的な居住環境の具体的な要素につきましては、この間、部会の中でも議論してきたところですが、日常の買物、医療機関の利便、教育・保育環境、子供の遊び場の充実などが挙げられるというふうに認識してございます。これらをしっかり念頭に置きながら、若い世代が安心快適に暮らすことのできるゆとりとにぎわいのあるまちづくり、これを進めていく必要があると考えてございます。

今回の都市計画マスタープランの見直しの中でも、土地利用の方針の中で定住人口の求心力となる地域中核拠点エリア、先ほど委員からありました国際会館も含めて、地域中核エリアでの若年・子育て層のニーズに合った居住環境の充実、多くの人々の生活の場である日常生活エリアにおける身近な生活圏で暮らしを支える多様な機能が充実した居住環境の形成などを掲げてございます。

住む人がそれぞれのライフステージ、働き方に応じて住まい方を選択できるよう、多様な地域において特性を踏まえながら、便利で魅力的な居住環境の形成を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

それらの方針をしっかりと実現していくためにも、都市計画としては、特に周辺部の各地域のポテンシャル、強みを、都市計画の方策を通じてしっかりと引き出していきたいというふうに考えてございます。

○川崎会長 はい。お願いいたします。

○豊田委員 はい。地域中核拠点エリアを中心に、それぞれのニーズに応じたまちづくり、しっかり進めていただきたいと思います。

京都の未来を担う世代の若い世代の皆様が、この京都に住みたい、京都で働きたい、京都で子育てがしたいと思えるまちづくりを目指して、御答弁にもありましたように、都市全体でしっかり取り組んでいただくよう求めて、終わらせていただきます。

○川崎会長 はい、ありがとうございます。

土地利用の価格につきましては、もうずっと議論してきました。それで、北部とか中心部がどうしてもやっぱり高くなっていくと。急に下げられないということもあって、特に南部の若い子育ての方々に来ていただくためには、働く場所を一体化しておかないといけないので、それで北部、中心部だと土地が高いので、南部でまだポテンシャルのあるところに、できるだけ働く場所とともに居住環境も一緒につくっていくと。そういう狙いも考え方の中にありました。

それでは、先ほど挙手をいただきました、かまの委員、お願いいたします。

○かまの委員 よろしくをお願いいたします。

1点目ですけれども、この全体のマスタープランの本冊子の30ページのところに、「人と公共交通優先のまちづくり」という項目がございます。この中で、今後とも環境負荷の少ない都市を目指すために、自動車から公共交通への利用転換など、公共交通の利用拡大に向けた取組を一層充実することが必要ですというふうに書かれております。これほんとに大事な課題だと思うのですが、この点で大事だと思うのが、公共交通という性格上、誰もが過度な負担なく利用できる、そういう権利が市民に保障されることが必要だと考えております。それをしっかりと保障していくうえで、どのようなことを考えられてるのかということと、このパブリックコメントでも公共交通の優先の脱炭素社会に向けたまちづくりを強力に進めてほしいというふうなことが寄せられています。その点で言いますと、例えば今回の、これは都計というか、京都市全体でやろうとしている行財政改革との関係で、敬老乗車証の制度の解約ということが出ておりまして、例え

ばこういう年齢層の方々が公共交通から遠ざけられることがないように、しっかりと各部局との連携を図っていただきたいと、この点についてもどのようにお考えなのか、御認識を伺いたいと思います。

○川崎会長 はい、事務局いかがでしょうか。

○事務局 はい。1点目の公共交通の関係でございます。誰もが利用しやすいという視点は、今回のマスタープランでも念頭に置きながらまとめてきたところでございます。今現在、歩くまち京都交通戦略の見直し中でございますけども、このマスタープランを通じて、交通ネットワークが充実した歩くまちをしっかりと実現していきたいと思っております。歩くまちの実現は、市域全体の持続性の向上に直結するものとも認識してございますので、しっかり進めていきたいというふうに思っております。

○川崎会長 よろしいでしょうか。経営的な、公共交通を充実させるための安定した、例えば市バス、地下鉄などのそういう面も充実させるためにどうしていくのか。敬老乗車証というお話もされたと思います。

○かまの委員 会長、よろしいですか。

○川崎会長 はい、どうぞ。

○かまの委員 今のそういう高齢者の方々がその制度の変更で離れていかないように、その点はどういうふうに考えておられるのかという。そんな内容に連携しucci図っていただきたいということ、そのことの認識はいかがでしょうか。

○事務局 若い方から高齢者まで、147万人の市民の方につきましては、今回のマスタープランを通じて、魅力を感じていただいて、住みたい、住み続けたいと思っていただくことが必要だと思っております。そのため、関係施策ともしっかりと連携をしまして、まちづくり進めていきたいというふうに考えてございます。

○川崎会長 はい、いかがでしょうか。

○かまの委員 2点目ですけれども、これは本冊子の38ページのところです。5千万人を超える観光客が訪れて、観光消費額が1兆円を超えているという現状がでございます。コロナ禍で観光による経済効果の地域経済への貢献を最大化していくというふうな記述がでございます。

ただ、これまで、中心的にはコロナ以前ですけれども、民泊とか簡易宿所、こうした施設の建設ラッシュが進んでおりまして、特に私の地元なんかは、この関係で長屋なんかが大きな単位でなくなったりして、長く住んでた方々が転居を余儀なくされたり、その関係で町内会の運営が困難になるとか、あと地域住民の方と事業者、または観光に来られた方とのトラブルがあって、様々な問題が頻発してきたというふうに考えております。

やはり経済効果ということは、非常に京都全体にとっては一つの大事な要素だと思うのですけれども、やはりあくまでもこれまでしっかりと住んでこられた方の生活が、しっかりと守られるということが大前提になろうかというふうに思います。それが決してないがしろにされてはいけないというふうに考えております。

今後、コロナはいつか終息を迎えるわけでありまして、そうした今後のことを展望した場合に、この住民生活を守るための担保といいますか、暮らしを守る大前提を生かすためにどういうふうなことを認識されているか、お聞きしたいと思います。

○川崎会長 はい、お願いいたします。

○事務局 はい。今、市民、事業者の観点で御意見をいただきましたが、今回の都市計画マスタープランの都市の将来像の戦略的な都市づくりの進め方の中にも、多様な主体がしっかり連携をして、持続可能な都市の構築をしていくという方向性を示しておりますので、どちらの方に負担があるとか、どちらの方が我慢するとかいうことではないのかなと思っております。しっかり市民、事業者、そして行政が力を合わせ、持続可能なまちづくりを進めていくことが重要と考えてございます。

観光につきましては、コロナ前ですけれども、観光消費額が1兆円を超えていたように、本市にとっては非常に重要な産業であると認識してございます。そのため、都市計画マスタープランにも、観光による経済効果を、より幅広い産業、幅広い地域に波及させて、市民生活との調和をしっかりと図りながら、最大化を図っていくことが重要であるというふうに認識し、記載をしたものでございます。

一方で、昨今の都市をめぐる情勢、変化が著しいこともあり、コロナ禍のような想像できないようなことが起こるということも、今後想定していかないとけないというふうに考えてございます。そのため、今回のマスタープランでは、観光について、新型コロナの影響を受けている京都観光の回復に向けた取組も必要であるというふうに記載しておりますけども、そのうえで、観光以外の産業、働く場にもしっかり目を向けて、この間の部会では議論をしてきたところです。例えば、伝統産業から先端産業まで多様な産業が展開するものづくり、都市の強みをしっかり引き出す、都市の持続性を高めるための都市計画の方針、これらを多面的に充実させております。それらをしっかり実現をさせていくということが、今後大事であると認識してございます。

○川崎会長 はい、ありがとうございます。観光問題、重要でございます。かまの委員が、コロナの起こる前は観光公害と言われていたのですね。バスが満員であつたり、人が乗れなかつたりとか、住民の人たちが非常に困っていたこともあったと思うのですが、それがコロナで今度観光が駄目になったときに、また回復に向けてということなのですけど、一定回復すればまた戻ってくるとは思うのですが、いずれにしてもバランスが大事ですね。どこかにこう、観光だけに集中してしまうとか、公害が起こるような状況にならないように。

それで、そこで経済効果がもし全部駄目になったら、ほんとに経済破綻の一手前まで京都市は来ているわけですから、それが駄目になると、今度は市民のサービスを守れなくなります。だから、経営的視点も非常に重要なので、都市計画としてはきちっと今回、この中で議論したのは、経済的効果とか経営的効果という視点をしっかり入れていかないと、要するにサービスだけ第一にというのはなくて、そこのバランスをしっかりと取っていかないと大変なことになってしまうということです。結果的に市民が守れなくなることもあり得ますのでね。そのあたりの議論も含めて、こういうところでちょっと議論していたということでございます。すいません、途中、話を切って申し訳ない。お続けください。

○かまの委員 ぜひとも、バランスということは会長のおっしゃるとおりだと思うのですが、あくまでやっぱりこれまでずっと暮らしを営んできた方が守られ

るということ、尊重されるということは、今回に据えることが大事かなと思って
おります。ありがとうございます。

続きまして、もうあと２点だけですけども、これ第３章の全体構想に関わり
まして、７４ページ、「都市計画の柔軟な見直しと活用」という記述がございま
す。柔軟に将来像やまちづくりの方針を見直すことで、きめ細やかに対応し、そ
のまちづくりの実効性を高めますというふうな、この柔軟な見直しということな
のですけども、これはこういうふうに書かれてるんですけども、一旦しっかりと
決めたものを、柔軟とはいえ、度々見直すということになりますと、そのもとも
との方針がやっぱりなし崩しになるのではないかというふうな懸念を感じるわけ
であります。

この間の新景観政策についても、骨格を堅持するということは、確かに明記さ
れているのですけれども、このダウンゾーニングの考え方が、例えば特例という
形で規制緩和がされている面があります。これ行政の裁量を広くするというやり
方だと思うのですけども、こうしたことについては、例えば２０１８年の１２月
１９日に京都市弁護士会が高さ規制を緩和することに反対する会長声明というの
も出されておりますし、それから今回のパブリックコメントでもこの都市計画の
柔軟な見直しというけれども、規制の緩和や制限の緩和は許されないと、こうい
う市民意見もあるということで、この点は慎重に、やっぱりしっかりと決めたも
のは大事にするということが大事だと思いますけど、この点の御認識はいかがで
しょうか。

○川崎会長 この点は、私が答えたほうがいいのかもかもしれません。新景観政策に携
わってきたので、十数年前に新景観政策を審議会等で決めた時に、私がいたので
事情がよく分かっているんですが、あれ一旦決めるという、原則決めるという話
ですけども、全てに当時まだ立ち遅れていて、京都は長年、景観政策に対して
歴史的なものを持っていたのですけども、ただ、全域に関して景観法ができて、
全て区域を定めていろいろやっていく時に、まずはマンション問題とか、いろん
な弊害があって、その高さを大きく越えるようなものができたりしたので、その
恐れのあるところを取りあえず応急処置として新景観政策で一挙に抑えないとい

けないというか、まとめないといけないということで、進化する政策であるということをおおらかな一律に決めたわけですが、それはその実情や今後の細かな地区の要望やいろんなことを合わせて、丁寧に改正していくというのが原則としてでき上がったものなのです。

したがって、一旦決めたルールというのが一定ずっと続くということではなくて、それぞれの現状に応じて成長させていく。それはなぜかという、その原則について議論していたのは、フランスのパリ市が同じような規制をかけて、もっと京都より厳しく規制かけていたわけですが、それを柔軟にして、減り張りをつけながら、活性化すべきところや保全すべきところ、保全すべきところはなぜそれを保全するのかということをしつかりと守ろうとしていたわけですが、その辺のこの世界情勢も踏まえて、その新景観政策へ当てはめて、今回の10年後の見直し、私もちょっとその見直しの委員会に参加していたのですけれども、そういうことも踏まえて議論したうえのことなのです。

ですから、そのあたりのことは、しっかりと我々からも、説明していかないといけないことだと思っていまして。急に原則として今までやってきた内容を急に変えるということではなくて、実情に合わせてしっかりとうまく弊害がないように、徐々に徐々に修正していきながら成長していく政策だということ。

すいません、事務局、補足いただければ。

○事務局 はい。1点目の御質問にありました柔軟な見直しと活用ということについて、都市計画がすぐに変えるべきではないという御意見でしたが、都市計画マスタープランがそもそも中長期的な視点の下で、都市づくりの将来ビジョンを明確化するという大きな役割がございますので、このプランで掲げている将来像、方針を短期的に見直すことは、全く想定してございません。

ただし、昨今の都市を巡る情勢というのは変化も著しいわけですので、都市づくりの実現性、これを高めていくためには、都市計画は変化に迅速な対応ができる柔軟性を確保する必要があるという認識で記載をしてございます。

具体的な施策としては、先ほども御説明しました地域まちづくり構想や、学術